

公 募

木曽三川の工事で伐採をした樹木を採取する
企業・団体を公募します。
～河川法第 2 5 条を適用した公募型樹木採取の試行～

1. 目的

木曽川上流河川事務所管内の河道内には多くの樹木が繁茂し、樹林化が進行しています。これら樹木は、洪水の流れの妨げや、局所的に流速を速め、堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があります。また、河川巡視に支障を来すこともあり、ゴミ等の不法投棄を招く等、維持管理や環境上の問題もあります。このため、国土交通省木曽川上流河川事務所では、これらの対策として順次河道内の樹木の伐採作業を行っております。

従来、伐採した樹木はコストをかけて焼却等により処分していましたが、伐採した樹木の一部を木材資源として有効活用することにより、樹木伐採作業のコスト縮減を図る取り組みを行うことに致しました。

つきましては、河道内樹木の採取を希望する企業及び団体を公募し、河川法第 2 5 条の採取の許可を受けて行う河道内の樹木採取の取り組みを試行いたします。

2. 募集概要

(1) 応募から採取までの流れ

- ① 木曽三川の樹木を採取することを希望する者(以下「応募者」といいます。)は、「5. 応募方法」に従い応募書類を提出してください。
- ② 「4. 応募者の選定方法」により、応募書類を審査し、樹木の採取を行う者(以下「樹木採取者」といいます。)を選定します。
- ③ 選定結果は応募者へ通知するとともに、木曽川上流河川事務所のホームページ(URLは別記)に掲載します。
- ④ 選定された採取事業者は、河道内の樹木を採取するための、河川法第 2 5 条に基づく許可申請手続きを担当出張所毎に、選定結果通知書、応募時に作成した「作業計画書(案)」を添付し行っていただきます。許可申請手続きの詳細な方法については、選定通知後の打合せにて個別に説明します。
- ⑤ 河川法第 2 5 条の許可書を発行後、運搬作業等の着手が可能となります。
- ⑥ 複数箇所を応募できます。詳細な場所については別添資料を参照してください。添付資料に示す範囲については、伐採予定範囲で、面積については、範囲に示す場所の中の伐採予定面積であり、発生量については過去実績による推定量となります。
- ⑦ 「(9) 関連工事」の進捗等により、採取事業者選定後においても中止もし

くは変更する場合があります。

(2) 募集期間

令和7年6月20日(金) ～ 令和7年7月18日(金)

※応募書類は郵送により令和7年7月18日(金) 必着

(3) 樹木の引渡予定場所

下記に示す「引渡予定場所」において、事業者により「積込」、「運搬(搬出)」を行っていただきます。「引渡予定場所」に置かれている樹木については、「(9) 関連工事」において「伐採予定場所」等より伐採された樹木になります。

①木曽川第一出張所及び木曽川第二出張所管内

「引渡予定場所」

A 木曽一 南派川右岸川平場(木曽川合流点からの距離 4.8k 付近)

「各務原市川島河田町地先(資材置き場)」

「伐採予定箇所」

木左① 木曽川左岸(河口からの距離 37.5k～37.8k)

木左② 木曽川左岸(河口からの距離 48.0k～48.4k)

木左③ 木曽川左岸(河口からの距離 52.2k～52.8k)

木右① 木曽川右岸(河口からの距離 46.8k～48.2k)

木右② 木曽川右岸(河口からの距離 49.8k～50.4k)

②長良川第一出張所管内

「引渡予定場所」

B(1) 長良一 長良川右岸(河口からの距離 45.2k 付近)

「岐阜市河渡地先」

B(2) 長良一 長良川中州(河口からの距離 72.2k 付近)

「美濃市横越地先」

「伐採予定箇所」

長右① 長良川中州(河口からの距離 72.0k～72.4k)

伊右① 伊自良川右岸(長良川合流点からの距離 3.2k～3.6k)

伊右② 伊自良川右岸(長良川合流点からの距離 4.4k～4.8k)

伊左① 伊自良川左岸(長良川合流点からの距離 1.4k～2.2k)

③長良川第二出張所管内

「引渡予定場所」

C 長良二 犀川右岸(新犀川合流地点からの距離 1.2k 付近)

「岐阜県瑞穂市牛牧地先」

「伐採予定箇所」

犀右① 犀川右岸(新犀川合流地点からの距離 1.2k～1.4k)

④揖斐川第一出張所管内

「引渡予定場所」

D 揖斐一 根尾川右岸（揖斐川合流点からの距離 10.8k）

「岐阜県揖斐郡大野町大字稲富地先」

「伐採予定箇所」

根左① 根尾川左岸（揖斐川合流点からの距離 11.6k～11.8k）

根右① 根尾川右岸（揖斐川合流点からの距離 7.0k～7.2k）

⑤揖斐川第二出張所管内

「引渡予定場所」

E（１）揖斐二 「岐阜県大垣市高渕一丁目」

E（２）揖斐二 揖斐川右岸（河口からの距離 32.4k 付近）

「岐阜県安八郡輪之内町福束地先」

「伐採予定箇所」

揖右① 揖斐川右岸（河口からの距離 32.4k～32.8k）

揖右② 揖斐川右岸（河口からの距離 36.2k～36.6k）

杭左① 杭瀬川左岸（牧田川合流点からの距離 2.2k～2.3k）

杭左② 杭瀬川左岸（牧田川合流点からの距離 3.6k～4.4k）

杭左③ 杭瀬川左岸（牧田川合流点からの距離 5.7k～6.0k）

⑥牧田川出張所管内

「引渡予定場所」

F 牧田川 牧田川左岸（揖斐川合流点からの距離 7.4k 付近）

「養老郡養老町江月地先」

「伐採予定箇所」

牧右① 牧田川左岸（揖斐川合流点からの距離 7.2k～7.3k）

杭右① 杭瀬川右岸（牧田川合流点からの距離 2.2k～2.3k）

杭右② 杭瀬川右岸（牧田川合流点からの距離 3.5k～4.2k）

※より詳細な場所については別添資料を参照してください。なお、採取場所は予定であり、「（９）関連工事」の都合により変更となる場合があります。

（４）作業環境

・進入路の幅員：約 3.5 m

（河川管理者が「（９）関連工事」にて整備予定）

・引渡予定場所の詳細は打合せ時に提示します。

（河川管理者が「（９）関連工事」にて整備し、伐採した樹木を集積します。）

（５）樹木の採取期間（予定）

令和 7 年 9 月 ～ 令和 8 年 3 月

※土日祝日を除く平日の 8 時 30 分から 17 時 00 分

※期間及び時間については予定であり、後日「（９）関連工事」の都合により変更となる場合があります。

※河川管理上の支障が生じる恐れがある場合には、河川管理者の指示により、採取期間中であっても採取を中止、中断又は延期する場合があります。

※引渡予定場所によって、採取期間中であっても採取できない時期があります。

(6) 樹木の種類

主に広葉樹（ヤナギ等）

(7) 採取の範囲

採取

① 根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）

② 根株を除くすべて（枝葉、幹）

（根株については、河川管理者が「（9）関連工事」にて可能な限り土砂をふるい落とします。）

(8) 採取の条件

樹木採取を行う上での諸条件については以下のとおりです。採取作業における注意事項については必ず履行してください。

1. 採取対象となる河川内の樹木は「（9）関連工事」により河川管理者が伐採、引渡予定場所に集積いたします。樹木採取者は引渡予定場所に集積された伐採樹木の運搬車両への積み込み、河川区域外への搬出を実施してください。なお、幹を仕分けする場合は、樹木採取者が実施してください。
2. 伐採した樹木は河川管理者が「（9）関連工事」にて1本当たり長さ4～6m程度に切断いたします。（長さについては樹木採取者との打合せにより決定します）。
3. 採取した樹木の数量（m³ 又は t）を計測し、伝票等を添えた集計表、状況写真（着工前、施工中及び完了後）を採取完了時に「5. （2）応募書類の送付先」に提出してください。採取事業者は、採取する樹木の質の如何を問わず、原則として決定した採取場所からの全量採取とします。また、排出完了時の清掃等を行うものとします。
4. 全ての採取が完了したのち、現地において木曽川上流河川事務所職員による履行確認を行います。その際は樹木採取者も立ち会うものとします。その後、許可申請書を提出した担当出張所に完了届を提出して頂きます。
5. 積み込み、運搬時においては事故の発生、第三者被害又は損害の防止に努めてください。万が一事故等が発生した際は、木曽川上流河川事務所に速やかに報告するとともに全ての責任は樹木採取者に負っていただきます。事故の状況によっては河川法第25条の採取許可を取り消す場合もあります。
6. 運搬時に過積載の違反行為が発生しないよう、事前に積載量を確認してください。
7. 採取にあたり、河川管理施設等を損傷した場合には、木曽川上流河川事務

所に速やかに報告するとともに、当該原因者に復旧を求めるものとします。
また、河川管理者にて復旧を行う場合は、当該原因者に費用負担を求めるものとします。

8. 河川管理者からの指示があった場合には、無償で採取を中止、中断又は延期するものとします。
9. 採取した樹木の搬出にあたり、道路の通行に必要となる関係機関（道路管理者・警察署）との手続きについては、樹木採取者が行うものとします。
10. 採取場所においては使用機材等の整理整頓、盗難防止に努めてください。
11. 今後の参考資料とするため、採取実施後にアンケートに回答してください。

（９）関連工事

- ①「令和６年度 木曽川中流部樹木伐採工事」
（（３）の木左①）
- ②「令和６年度 木曽川上流部樹木伐採工事」
（（３）の木左②、木左③、木右①）
- ③「令和６年度 木曽川河道整備工事」
（（３）の木右②）
- ④「令和７年度 長良川美濃市地区整備工事」
（（３）の長右①）
- ⑤「令和６年度 伊自良川河道整備工事」
（（３）の伊右①、伊右②、伊左①）
- ⑦「令和７年度 犀川遊水地整備工事」
（（３）の犀右①）
- ⑧「令和６年度 根尾川黒野災害復旧工事」
（（３）の根右①）
- ⑨「令和７年度 揖斐川中流部環境整備工事」
（（３）の揖右①）
- ⑩「令和７年度 揖斐川中流部河道整備工事」
（（３）の揖右②）
- ⑪「令和６年度 揖斐川樹木伐採工事」
（（３）の根左①、杭左①、杭左②、牧右①、杭右①、杭右②、杭左③）

※関連工事とは、国土交通省、木曽川上流河川事務所が発注している工事です。
樹木の伐採、根株除去等を実施します。

（１０）樹木採取者の選定結果の通知

- ①樹木採取者の選定結果は応募者に通知します。通知の時期は令和７年７月下旬を予定しています。
- ②選定結果については以下URLのホームページに掲載します。
木曽川上流河川事務所HP：<https://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/>

3. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等

- イ 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
- ロ 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年 勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
- ハ 公募期間中において、会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ニ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
- ホ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ヘ その他、木曽川上流河川事務所長が参加不相当と判断されない者

4. 採取事業者の選定方法

応募書類の「【採取計画に関する事項】」について採取計画・実施工程の具体性、安全対策等を評価して、「2.（3）樹木の採取場所」1箇所につき資格及び条件等を満たす1者を選定いたします。

選定を行うにあたり、必要な情報収集、履行の確実性の評価等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等を実施する場合があります。

資格及び条件を満たす者のうち、①根株を含むすべて（枝葉、幹 根株）、②根株を除くすべて（枝葉、幹）の順に選定します。

1引渡予定場所につき1事業者を基本としますが、希望する引渡予定場所が同一で、複数の資格及び条件等を満たす者があった場合には、該当する者の中から配分するものとします。

資格及び条件等を満たす者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定するものとします。

応募者が少数の場合で複数箇所を希望する者がいる場合は、同一の者が複数箇所について選定される場合もあります。

5. 応募方法

（1）提出資料

河道内樹木の採取を希望する者は、以下に記載する事項を示した「**応募書類**」及び「**採取作業計画書（案）**」を作成し、以下の送付先へ郵送等にて提出してください。

応募書類及び作業計画書の作成にあたっては、別紙「応募様式」「採取作業計画書様式（案）」又は任意様式にて以下の必要事項を記載し、添付を要する資料等を同封してください。なお、記載内容及び添付資料に不備がありますと選定されない場合がありますので、ご注意ください。

【応募様式】

1. 樹木採取希望場所

採取を希望する者は「引渡予定場所」より、希望する場所及び希望する順番を表記してください。

各採取希望場所について、採取範囲の希望も記載してください。

①根株を含むすべて（枝葉、幹、根株）

②根株を除くすべて（枝葉、幹）

2. 採取樹木の使用目的

使途例：製紙原料、薪ストーブ燃料、バイオマス燃料等

加工した製品の流通先についても具体的に記載してください。

3. 現地の確認状況（引渡予定場所）

4. 採取の方法

5. 採取の期間

6. 応募者の連絡先

連絡担当者名及び連絡先（電話・FAX番号・メールアドレス）

※住所及び連絡先は、応募書類の内容について確認する場合や、選定結果通知及び当選後の連絡にのみ使用します。

7. 公募採取の応募資格

【採取作業計画書】

1. 作業実施期間

2. 作業日

3. 作業者

4. 安全対策等

（2）応募書類の送付先

〒500-8801 岐阜県岐阜市忠節町5丁目1番地

国土交通省中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 管理課 宛

（3）応募書類の提出期限

令和7年7月18日（金）必着

6. 留意事項

（1）採取樹木の扱いについて

この採取による木材は、河川法第25条を受けて行うものであり、一般木質バイオマスとなります。

河道内樹木を廃棄物として処理する場合は一般廃棄物として扱われることが多く、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃掃法」という。）」に基づく適正な対応が求められますが、今回の試行においては河道内樹木を河川産出物として扱うため、採取樹木の搬出にあたって、廃掃法の収集運搬許可や搬出先施設の廃棄物処理施設許可は要しません。

ただし、処理施設等へ搬出後不要となった枝葉・幹等を産業廃棄物として処分する場合は廃掃法に基づき適正に対処してください。

(2) 樹木の採取に係る費用について

採取作業に要する費用については、樹木採取者として選定された者が負担するものとします。

(3) 河川法申請について

河川内樹木の採取は河川法第25条の許可を要する行為であるため、選定された樹木採取者は、河川法申請を行っていただきます。

なお、採取作業計画書は、申請書類の一部として利用する予定をしています。

(4) 採取料について

河川法第32条の規定により、都道府県知事は同法第25条の許可を受けた者から河川産出物採取料を徴収することができますが、今回の河川内樹木採取においては、採取料は発生しないことが愛知県・岐阜県の河川管理担当部局と確認されています。

(5) 次回の公募について

今回の公募は試行的な取り組みであり、今後継続的に実施するものではありません。ただし、今回の試行結果及び河道内樹木の繁茂状況等を勘案し、同様の取り組みを実施する場合があります。

7. 問い合わせ先

国土交通省 中部地方整備局 木曽川上流河川事務所 管理課 維持係

TEL:058-251-1325 FAX: 058-251-6581

受付時間：平日の10時から16時まで

※問い合わせは電話・FAXにて受付いたします。FAXの場合は折り返しの連絡先（電話番号またはFAX番号）を必ず記載いただくようお願いいたします。

(参考) 関係法令

予算決算及び会計令

第70条（一般競争に参加させることができない者）

契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者

第71条（一般競争に参加させないことができる者）

契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

河川法

第25条（土石等の採取の許可）

河川区域内の土地において土石（砂を含む。以下同じ。）を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川の産出物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

第32条（流水占用料等の徴収等）

都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から、流水占用料、土地占用料、土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収することができる。